

青森市財産区特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

青森市大字細越財産区については、これまで予算を計上すべき歳入及び歳出がなかったことから、特別会計を設置していないが、今年度から土地貸付収入が見込まれるため、新たに特別会計を設置することとし、所要の改正をしようとするもの。

2 改正の概要

青森市財産区特別会計条例（附則による改正）

管理会を設置する財産区の特別会計について規定する「青森市財産区特別会計条例」に青森市大字細越財産区特別会計を新設

国が令和 6 年 1 月に公募した「青森県沖日本海（南側）」を対象とした洋上風力発電事業の選定事業者である「つがるオフショアエナジー合同会社」から、つがる市・鱒ヶ沢町沖で発電した電力を青森市大字高田の東北電力ネットワーク株式会社変電所まで送電するため、青森市大字細越財産区有地の一部上空に送電線を通わせたいとの申し出があり、令和 8 年 3 月に同財産区で協議した結果、満場一致で承認されたため、その土地貸付収入が今年度から得られる見込みとなったもの。

3 施行期日

公布の日

【参 考】

■貸付予定地

所 在 青森市大字細越字長沢 6 7 番 2 5 のうち A=72.90㎡
相 手 方 つがるオフショアエナジー合同会社（本社：青森県つがる市）
※出資者：株式会社 JERA、株式会社グリーンパワーインベストメント、
東北電力株式会社
貸付金額 3,791円/年
貸付期間 契約締結の日から 30年間

■ 6 月補正予算額

予算区分	科 目	補正予算額（円）	備 考
歳入	土地貸付収入	3,791	
	財産区預金利子	1,000	
	雑入	1,000	
小 計		5,791（5千円）	予算額は千円単位
歳出	予備費	5,000	
小 計		5,000	